多摩市みんなの文化芸術条例(令和4年4月1日施行) わかりやすい版

多摩市の"文化"や"芸術"をみんなで発展させていく条例を、市民や文化芸術に関わっている人たちと共に制定しました。

文化芸術活動が持続的に行われ発展していくためには、下記の4つの立場の人たちが必要です。そのため、それぞれの立場の人たちを支援し、増やしていくことを目指すものとしました。

文化・芸術に関わる人たち



①鑑賞者



②自ら文化芸術 活動を行う人



③活動の実現を 支える人



④継承·普及に取 り組む人



? わたしたちが 今からできることは どんなことだろう ?

それは…普段の生活で 楽しんでいること・やっていることに 意識を向けること! そうすると そこから いろいろな広がりや発見につながっていきます







1 条例ってなんだろう?

「条例」とは、市の基本的な考えや方向性、ルールなどを、市議会の決定(議決)を経て定めたものです。

当市では、令和4年4月1日に、文化芸術でどんな多摩市にしていきたいのかの方向性を定めるものとして、「多摩市みんなの文化芸術条例」を制定しました。

2 「文化芸術」って、どんなこと? 自分の生活とは関係ないのでは?

「文化芸術」は身の回りにたくさんあります。

例えば・・・

【音楽、絵画、彫刻、映画、演劇、舞踊、写真、落語、漫才、コント、小説、エッセイ、詩、短歌、俳句、川柳、絵本、漫画、アニメ、ファッション、デザイン、美術工芸品、文化財、建築物、歴史、食、伝統文化、伝承遊びなどなど】

また、例えばこんな場面も、「文化芸術」の場といえます。 【お遊戯会、学芸会、ピアノヤバレエの発表会、お絵描き、展覧会、絵本 の読み聞かせ、合唱祭、カラオケなど もちろん図画工作や音楽の授業も】

この条例では、このように「文化芸術」の範囲を広くとらえ、私たちの生活に身近で、潤いと安らぎをもたらしてくれるものだととらえています。



3 どうして文化芸術条例をつくったの?

文化芸術は、観たり、聴いたり、作ったりすることで、私たちの心を豊かにしたり、悲しさを やわらげたり、新しい考えを生み出す力を育ててくれます。

また、文化芸術は、それぞれの人の自由な考えや行動から生み出されるものであり、必ずしもただ一つの正しい答えがあるわけではないため、その分、人と人とがお互いの違いを認め合い、つながっていくことが大切になってきます。

文化芸術は、私たちの暮らしを楽しく豊かにする力があります。だからこそ、一人ひとりの考えを大切にして、みんなでもっともっと文化芸術を盛り上げていきたいと考え、この条例を作りました。

4 誰のための条例なの?

多摩市に住んでいる人や、多摩市の学校や会社に来ている人、多摩市に来ているいるな文化芸術活動をしている人など、赤ちゃんから高齢者まで、多摩市に関わっているすべての人に向けた条例です。

5 条例の名前に「みんなの」と入っているのは、なぜ?

この条例は、芸術家や音楽家、俳優など、アーティストだけに向けたものではなく、皆さん 一人ひとりにとって、自分も関係があると思ってもらい、みんなで多摩市の文化芸術を盛り立てていけるように、条例の名前に「みんなの」と入れました。

6 この条例で大切にしていることは、なに?

以下、8つのこととなります。

- ①すべての人が、文化芸術に関わることができ、文化芸術を通してお互いに理解しあえる地域となるようにすること
- ②文化芸術の活動を行っている人が、誰にも邪魔されずに自由な発想で活動できるようにすること
- ③文化芸術の活動を行っている人が、もっと活動しやすいように支えていくこと
- ④未来に向けて、文化芸術活動を行う人を育てていくこと
- ⑤これまでの文化や文化財を守り、引きつがれるようにしていくこと



- ⑥文化芸術を観たり聴いたりする人を増やすこと
- ⑦いろいろな人々や活動が関わり合えるようにすること
- ⑧いろいろな文化芸術活動を行っていくことで、人々の生活が良くなるとともに、文化芸術の発展に役立つようにすること

7 どんなことを目指しているの?

以下、5つのこととなります。

- ①市民の誰もが文化芸術を受け止め、楽しみ、創り、表現する権利を持っているということを、一人ひとりが意識し、その活動をお互いに尊重するようになること
- ②文化芸術活動を行ったり、支えたりする人々が、市民や地域を意識して表現活動を行うようになること
- ③文化芸術活動を行ったり、支えたりする人々が、さまざまな活動を 人の心や体を傷つけることなく、自由に行うようになること



- ④普段から文化芸術に親しめるようにして、積極的に観たり 聴いたりする、文化芸術に興味を持った人が増えること
- ⑤赤ちゃんの時から文化芸術に触れる機会を増やし、大人になるまでの間、誰もが、良い文化芸術を体験しやすいようにすること

8 文化・芸術活動の発展のために、何をすればいいの?

以下の4つのこととなります。

- ①誰もが文化芸術活動に親しめるように、場所の確保や支える仕組みなどの環境を整えること
- ②文化芸術を観たり聴いたりする人が増えるように、普段から文化芸術に触れられるような機会を広く提供すること
- ③どんな境遇の子どもたちでも、赤ちゃんの時から文化芸術に触れ、「楽しい、面白い、感動した」という経験ができる機会を作れるよう、すべての人たちが心がけるような街にすること
- ④「表現の自由」を大切にし、公正で中立な立場に立ち、文化芸術活動を行う方々の 自主性を尊重すること



条例の詳しい内容や条文の背景を解説する 解説版はこちらをご覧〈ださい➡



令和4年6月発行 多摩市文化·生涯学習推進課 住所 多摩市関戸6-12-1 電話 042-338-6882 FAX 042-371-3711